**土庄町立地適正化計画策定業務委託仕様書**

**第1章　総則**

(適　用)

　第1条　本仕様書は、本町が委託する「土庄町立地適正化計画策定業務委託」(以下「本委託」という。)に適用する。

　(目　的)

　第2条　本委託は、急激な人口減少・少子高齢化に直面している本町にとって、社会構造

の変化に対応した持続可能なまちづくりの実現への取り組みは急務である。そのためには、コンパクトシティの意義を町全体で理解し、居住誘導区域や都市機能誘導区域の適切な設定により、人口密度の維持や魅力の向上に繋げていくことが重要である。

また昨今の自然災害の頻発化・激甚化により、土砂災害や浸水等における多くの人的被害が発生していることから、安全な町の形成のため防災対策との連携による取組方針等を示した防災指針を位置付け、都市再生特別措置法に基づく立地適正化計画の策定を目的とする

　(準拠すべき図書等)

　第3条　本委託の遂行にあたっては、都市再生特別措置法、都市計画運用指針、土庄町契

約規則、本仕様書、設計書、契約書に基づくとともに「土庄町都市計画マスタープラン」の内容を十分に理解すること。

　(疑　義)

　第4条　本委託の実施にあたり、本仕様書に定めのない事項または疑義が生じた場合は、

速やかに調査職員に報告し、その指示に従うものとする。

　(書類等の提出)

　第5条　受託者は、契約締結後速やかに調査職員と十分な打合せを行い、委託業務着手

時及び完了時において、次に掲げる書類を調査職員に提出するものとする。

また、これを変更する場合も同様とする。

　　【着手時】

　　　(1) 委託業務着手届

　　　(2) 管理・照査・担当各技術者等通知書

　　　(3) 技術者経歴書

　　　(4) 組織表

　　　(5) 業務工程表

　　【完了時】

　　　(6) 委託業務完了届

　　　(7) 委託業務成果品引渡書

　　　(8) その他必要と認められる書類

　(工程管理)

　第6条　受託者は、委託業務工程表等に基づき適正な工程管理を行い、進捗状況を随時

調査職員に報告するものとする。

　(契約不適合責任)

　第7条　成果物の引き渡し後、不良箇所が発見された場合は、調査職員の指示により受

託者は修補を行う。

　なお、これに係る経費は受託者の負担によるものとする。

　(貸与資料の取り扱い)

　第8条　作業実施に際して、土庄町が貸与する物品、資料などについては、受託者が自己

の責任のもとに適切な管理を行い、その内容は他に漏らしてはならない。

　(守秘義務)

　第9条　本委託実施において知り得た情報については、いかなる理由があっても第三者

に漏らしてはならない。

　(成果品の使用)

第10条　成果品は土庄町の許可なく他に公表若しくは貸与並びに使用してはならない。

**第2章　業務内容**

　(業務内容)

第11条　本委託の内容は次のとおりとする。

　　　(1) 計画準備

　　　(2) 立地適正化計画の作成

　　　　　「立地適正化計画作成の手引き」、「都市構造の評価に関するハンドブック」、「都

市計画運用指針」(国土交通省)等を参考に立地適正化計画を作成する。計画策定に

あたっては、町民等への周知を念頭に、計画骨子案、計画素案、計画案等段階的に

作成することとする。

　また、課題の分析及び解決すべき課題の抽出については、令和3年度都市計画マ

スタープランで実施したアンケート結果等を基に必要に応じ補足整理する。

　「立地適正化計画作成の手引き」の検討項目について、本町における重点的な検

討事項を以下に示す。

　　　　1) 居住誘導区域・都市機能誘導区域案の検討

　　　　　本町関連計画等をふまえ、本町の特性を地域別に整理し、将来のまちづくりの方

向性及び将来都市構造について、陸上・海上輸送等における各生活拠点との公共交

通ネットワークや広域連携並びに観光や漁業など各産業拠点との連携を考慮し、

具体的で必要な検討及び資料作成を行う。

　ただし、上記の検討については、居住誘導区域や都市機能誘導区域及び誘導施設

に関し、都市再生特別措置法に係る本町独自の設定案の検討を含み、誘導施策及び

事業の整理を含むものとする。具体的な区域設定の際は現地調査を行うものとす

る。

2) 防災指針の作成

　居住誘導区域等内外の災害リスク分析を実施し、防災・減災まちづくりに向けた

課題の抽出を行い、防災減災まちづくりの将来像、取組方針を検討する。また、方

針に基づいた具体的な取組み、取組スケジュールと目標値を設定することとする。

　　　(3) 各種会議等の開催支援

　　　　　計画案策定にあたり、検討段階に応じた各種会議の運営に伴う資料作成、会議出

席、議事録作成を実施する。

　　　(4) ワークショップの開催支援

住民を対象に、今後のまちづくり施策の展開や自分たちで取り組める事項等を検討してもらうワークショップを6回程度実施する。

※出された意見は、本計画の案に反映させることや各地域での生活拠点の運営・

取組等に活かす。（関連計画との整合も図るものとする）

　　　(5) 打合せ協議

　　　　　防災指針等の作成に係る担当部署との意思疎通を図るため、単年度ごとに最低3

回程度打合せ協議を実施し、協議記録簿を作成する。

　　　(6) 計画の進捗管理の検討

　　　　　計画の進捗状況のモニタリング手法や見直しの必要性を判断する基準及び定量

的な目標値等の検討を行う。

　また、居住誘導区域設定が想定される区域について経過観察地域及び重点目標

地域等の定期的な進捗管理方法や計画見直し時の取り扱い方法の検討を行う。

(7) 説明会等支援

　　　　　町民や利害関係者に対し、説明会(パブリックコメント含む)配布資料や計画周知

資料の作成を行うものとする。

　また、説明会等への出席及び運営支援を行うものとする。

　　　(8) 届出関係書類の作成

　　　　　町民等への届出制度に関する周知パンフレット、様式及び手引きの作成を行う

ものとする。

　　　(9) 計画書の作成

　　　　　計画書本編及び概要版の作成を行う。

**第3章　成果及び委託期間**

(成果品)

第12条　本業務完了時において、成果品として納入するものは、次のとおりとする。

　　　(1) 各年度業務報告書　　　　　　　 各1部(ファイル綴じ)

　　　(2) 基礎調査・検討資料集　　　　　　　1部

　　　(3) 誘導区域図面等資料　　　　　　　 1式(委託期間最終年度)

　　　(4) 計画書本編　　　　　　　　　　　 50部(委託期間最終年度)

　　　(5) 計画書概要版　　　　　　　　　　100部(委託期間最終年度)

　　　(6) 制度周知資料等各種印刷物 　　　　 1式(委託期間最終年度)

　　　(7) 上記成果品電子データ　　　　　　　1式(委託期間最終年度)

　　　※ファイル形式は、ワード、エクセル、パワーポイント等汎用性のあるデータ形式と

し、本業務にあたり作成した個別図面の電子データも併せて納品すること。

※個別の図面について、GISソフトやイラストレーターにより作成した場合は、その

画像データ(jpg形式、pdf形式等)及び元データ(shp形式、ai形式等)も併せて納品す

ること。

　(履行期間)

第13条　履行期間は、契約締結日から令和6年3月8日までとする。